

枚 方 市 職 員 措 置 請 求
監 査 結 果 報 告 書

(令和2年度の動物の飼養保管等業務委託に係る住民監査請求)

枚 方 市 監 査 委 員

枚 監 査 第668号
令和3年9月10日

請 求 人 様

枚 方 市	
監 査 委 員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	松 岡 ちひろ
同	丹 生 真 人

枚方市職員措置請求に係る監査結果について

地方自治法第242条第1項に基づき、令和3年7月15日付けで請求のあった標記の件について
別紙のとおり、その結果を通知します。

第1. 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求については、棄却する。

第2. 監査の請求

1. 請求人 1 名

2. 監査請求書の提出 令和3年7月15日
※令和3年8月25日補正文書提出

3. 請求の内容

請求の要旨（原文のまま）

なお、令和3年8月25日に提出された補正文書のうち、監査委員が補正を認めた「対象者」及び「対象職員」を追記している。

また、監査請求書に記載された内容のうち、契約及び支出事務に関与しておらず、監査請求の対象とならない職員の氏名等については●で記載した。

令和2年度動物の保管等委託料に関する措置請求

対 象 者：枚方市長 伏見 隆

対象職員：枚方市会計課 宮崎 敏輝課長

枚方市保健所保健衛生課

松本 治子課長、安田 綾課長代理

●●●●●、芝田 裕典、●●●●●●●●●●

- 1、違法または不当な公金の支出
- 3、違法または不当な契約の締結、履行

令和2年度動物の保管等委託料に関する措置請求の要旨

1、請求の要旨

枚方市保健所保健衛生課松本課長および安田課長代理は森林組合との動物の保管等委託契約において令和2年度の委託料とし、9,980,000円という巨額を支払っているが財務会計行為上、不透明なことが多い。委託先の領収書の開示を請求したが不存在という回答であった。それに対する弁明が委託先と枚方市は振込で支払っているので明細がわかる。との主張だがこれは自身が不適切なことをしていない。と云う弁明のようだが財務会計論的に法人である枚方市は市民に報告と説明をする義務があり、まず委託先より領収書の提示を求めているのは財務管理が杜撰である。これは相手方の「民法486条、領収書を発行する義務」違反である。また実務報告書の提示も求めておらず、委託先の業務の詳細が不透明な状態である。これは同市が管理を怠っているに過ぎない。そもそも金額が業務に対し相当しいかの議論にはなるが令和2年度は送致数 犬：2頭 猫：6匹で9,980,000円を払う根拠が伴っていないと云う追及に担当者の芝田氏には結果そうなった（数が少なかった）、避難所の確保のためや多頭飼育崩壊をした時のため、と説明を受けた。それに対し当方が避難所について耐震検査の有無や危機管理課に認可されているかを担当課に確認すると避難所としての指定はされていなかった。今度は被災後の収容所と言い換えて説明を一転してきた。いずれにしてもその時に使用した実費を都度、支払うのが常識的であり、かつて起きたこともない事実に対して支払う義務はない。これは架空請求や不当請求に値し、同市は市民税に対し、不当な支出をしている。このように管理不足で説明など到底出来ない様である。以上に対し説明義務を果たせないと芝田氏は「何度も説明した、同じことの繰り返し」と云う常套手段で電話を切り、市民を追い払うと云う不適切な業務態度を取り続け悪質である。背任行為とし、もって以下の厳重処分を求める。

懲戒免職：松本 治子課長、安田 綾課長代理

懲戒処分：課長代理以下職員

及び以上の職員により損害賠償請求とし、

5,000 円／頭（匹）× 8 匹＝40,000 円／月×12 ヶ月＝480,000 円を実費と想定する。残り 金、9,500,000 円を枚方市に返還を求める。

2、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

枚方市は民間委託になっても正当な理由もなく随時契約をしているのがまず不適切であり、また当方は平成 27 年度および平成 28 年度に枚方市が大阪府に委託していた頃にも監査は入れており、その結果、問題視され民間委託になったが根本的に制度的な改善は見られていない。芝田氏の言い分は金額が大幅に下がったことを主張しているようだがそれは当方の追求によって金額面が改善しただけであり、金額の増減だけが問題ではなく、そもそも財務会計上、1 円でも合わなければいけないと云う理解が未だ出来ないようである。過去の経緯から内部の監査委員ではこの複雑な契約に対し専門的に理解を求めるのは難しいためと他市に比べ枚方市は会計が杜撰であり、内部で有耶無耶にすることなく、外部の公認会計士等による専門家による監査が必要とするため。

上記のとおり、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、同法第 252 条の 43 第 1 項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

令和 3 年 7 月 15 日

枚方市監査委員 殿

○事実証明書

- ・「事実証明証」 （平成 26 年度から令和 2 年度までの委託先、委託料及び各年度の収容数、送致数、譲渡数、殺処分数を記載）
- ・「審査請求書」 （請求人が行った情報公開請求に対して行われた保有文書不
存在決定を不服とした審査請求）
- ・「弁明書」 上記「審査請求書」に対する市の弁明書

第3. 監査の実施

1. 要件審査及び請求の受理

令和3年7月15日に監査請求書が提出され、受付を行った。

請求書を審査したところ、本件請求は形式的な要件については具備しているものと認め、受理することとした。

2. 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

地方自治法（以下「法」という。）第242条第7項の規定に基づき、陳述及び新たな証拠の提出の機会を与えたが、期日までに請求人から申し出がなかったため、陳述の意思がないものとみなし、監査を実施することとした。

本件請求についての新たな証拠は提出されなかった。

令和3年8月25日に請求人から請求書に対する補正が提出され、「対象者」及び「対象職員」については補正を認めることとした。

3. 個別外部監査契約に基づく監査

本件請求において請求人は、法第252条の43第1項の規定に基づき、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている。

監査委員は、法第196条第1項の規定に基づき、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから選任されているところであり、本件請求の監査については、特に監査委員に代わる外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと判断したことから、監査委員による監査の実施を決定した。

4. 監査対象事項

（1）監査請求の対象行為

令和2年3月13日に締結した動物の飼養保管等業務委託の契約締結及びその履行並びに当該契約に基づき行われた委託料の支出を監査の対象とした。

また、令和2年度の動物の飼養保管等業務委託の契約締結及び委託料の支払の決裁手続きに直接関わりがない職員については、監査請求の対象から除外することとした。

(2) 請求人が対象行為を違法又は不当とする理由

市は動物の飼養保管等業務委託契約に基づき、令和2年度の委託料として大阪府森林組合に9,980,000円を支払っているが、令和2年度に市が大阪府森林組合に送致した動物は、犬2頭、猫6匹であり、委託料の金額に根拠が伴っていない。

委託料としては、その時に使用した実費をその都度支払うのが常識的であり、かつて起きたこともない事実に対して支払う義務はない。これは架空請求や不当請求に値し、市民税を不当に支出しているため。

(3) 請求人が監査委員に求める措置の内容

- ① 課長及び課長代理を懲戒免職とし、それ以外の担当職員を懲戒処分とすること。
- ② 市が支払った9,980,000円から、請求人が実費と想定する480,000円を差し引いた残りの9,500,000円を損害賠償請求として、①の職員から市に返還させること。

5. 監査対象部課等

枚方市保健所 保健衛生課

監査対象部課に対し関係書類の提出を求めるとともに、事実関係の確認を行った。

第4. 監査対象部課の説明

1. 監査対象部課への照会

令和3年7月29日及び令和3年9月3日に枚方市保健所保健衛生課へ文書により照会を行った。

なお、回答のうち、「※」を付した資料については、掲載を省略している。

2. 枚方市保健所保健衛生課からの回答（令和3年7月29日照会分）

- （1）（照会）「動物の飼養保管等業務委託」の必要性について説明をお願いします。

（回答）

本市では、平成26年4月からの中核市への移行に伴い、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律の一部の業務が大阪府から委譲されることになりました。これらの具体的な業務としては、犬又は猫の引取り、収容、保管及び処分（処分は譲渡及び殺処分を指します）を実施することになりますが、本市にはこれらの業務を行う動物愛護センター等の施設がありませんでした。そこで、平成26年度に関係部署と「犬猫飼養管理拠点施設の在り方検討会」を設置し、本市として施設を設置することを検討することとなりましたが、用地問題等の課題があり、また、施設の設置に要する費用を試算したところ、建築費と備品のみで少なくとも1億1585万円（他自治体の既存施設を参考とすると2億3523万円）となり、さらに、人員の増員に係る経費も要するため、本市独自で施設を設置するとの結論には至りませんでした。

その後、平成27年9月に伏見市長が就任され、殺処分ゼロを施策目標に掲げられたことから、この目標を達成する取り組みとして、殺処分が含まれていた委託（大阪府への委託）を見直すこととし、議会にも説明しているとおり、動物の飼養保管ができる施設への委託（大阪府森林組合への委託）に切り替えたものです。

このように、動物の飼養保管等業務委託については、法律に基づいて、本市が処理しなければならない事務のうち、本市のみで対応することができない部分の事務を委託しているものであり、必要不可欠なものです。

- （2）（照会）平成29年度に委託先を変更（大阪府⇒大阪府森林組合）した理由について説明をお願いします。

(回答)

動物の飼養保管等に係る業務は、平成 26 年 4 月からの中核市への移行に伴って、大阪府から移譲された狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づく業務の一部をなすものであり、本市として行わなければならない業務になります。

平成 26 年度当初、動物の飼養保管等に係る業務は、大阪府に委託していましたが、大阪府との契約では、送致した動物の処分（譲渡・殺処分）の判断は大阪府が行うこととなっていました。その後、殺処分ゼロを施策目標に掲げられる伏見市長が平成 27 年 9 月に就任され、本市が殺処分ゼロの施策を推進していくために、全ての収容動物の処分（譲渡や助かる見込みのない動物に対する殺処分）を本市独自で行えるよう、委託内容を動物の飼養保管のみに変更する必要がでてきました。

このため、この業務に対応できる施設を探していたところ、大阪府森林組合が大阪府との契約を平成 29 年 7 月で終了後、平成 29 年 8 月より犬を含めた動物の飼養保管業務を開始するとの情報があり、動物が譲渡されるまで又は寿命を全うするまでの長期間の飼養保管も可能であることから、当該業務を行える事業者として委託先を大阪府森林組合に変更することとしました。

- (3) (照会) 令和 2 年度の「動物の飼養保管等業務委託」の業務内容について説明をお願いします。

(回答)

- ・ 給餌
- ・ 本市が指示する動物への処置等(処置には人に馴れさせる馴化も含む)
- ・ 動物の健康状態や数の確認
- ・ 動物の健康状態や処置等についての記録と定期的な報告
- ・ 動物逸走時の措置
- ・ 譲渡希望者への対応等

詳細は※別紙 1 「動物の飼養保管等業務委託にかかる仕様書」のとおり

- (4) (照会) 令和2年度の「動物の飼養保管等業務委託」の委託契約手続き（事務の流れ、随契理由等）について説明をお願いします。

(回答)

令和元年8月に契約予定先である大阪府森林組合から参考見積書の提出をうけ、9月に債務負担行為を行いました。その後、12月に契約執行を決定し、12月13日に、随意契約理由書及び参考見積書を添付した委託契約手続き依頼書により契約課に契約の締結を依頼しました。

その後、契約課において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約により、大阪府森林組合との動物の飼養保管等業務委託契約が締結されました。

なお、随意契約理由は、当該委託業務は、中核市である本市が実施する「犬・猫等の運搬、積極的な譲渡の推進、最終的な殺処分及び焼却処分」を行う業務ですが、本市には、この業務を遂行できる動物愛護センターがありません。本市がこの業務を実施し、殺処分ゼロを目指し譲渡事業を推進するために、犬・猫の飼養保管業務ができ、十分な収容規模を擁し、本市職員が短時間で往来可能な距離にある施設に委託する必要があります。以上の要件に該当するものが大阪府森林組合の他にないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、大阪府森林組合との随意契約を依頼するというものです。（※別紙2「随意契約依頼理由書」参照）

- (5) (照会) 令和2年度の「動物の飼養保管等業務委託」の委託料の積算根拠及びその妥当性について説明をお願いします。（積算根拠を確認できる資料の提供をお願いします。）

(回答)

本委託料の積算根拠は、人件費や、光熱水費、消耗品費等からなるものであり、大阪府森林組合との委託契約の初年度である平成29年度には、同組合から参考見積書（※別紙3「見積書」参照）の提出を受け、契約金額の積算を行っています。令和2年度については、初年度から契約内容に変更がないことから、消費税増額分を除き、ほぼ同額の委託料で契約しています。なお、大阪府森林組合と動物の飼養保管等業務委託に係る契約を

締結している市町村は、枚方市一市のみになっています。

大阪府内の他の中核市では、独自の施設を有する東大阪市を除き、動物の飼養保管等業務を大阪府に委託していますが、人口規模が同じである豊中市・吹田市の大阪府に対する委託料は、本市の約 1.5 倍となっています。大阪府への委託では業務内容に動物の回収と処分も含むものの、即日殺処分となる動物が多く飼養期間が短期間であるに比して、大阪府森林組合への委託では飼養期間が長期にわたることもあることから、本市の委託料は妥当であると考えます。

なお、本市の大阪府森林組合への令和 2 年の動物の送致数は犬 2 頭・猫 6 匹となっていますが、一旦収容した動物については新しい飼い主が見つかるまで飼養するため、1 年間に飼養した動物の数は、前年度から引き続き飼養した猫 29 匹を含め犬 2 頭・猫 35 匹となります。

これらの動物の 1 年間ののべ飼育日数は、前年度から次年度まで 1 年間飼養された猫 4 匹を含め犬 96 日間、猫 3814 日間でした。（詳細については、「年度末保管頭数等一覧」参照）

また、収容動物は罹患履歴が不明、高齢、ワクチン未接種であるものが多く、ペットホテルでの預かりが不可能であったり、処置に追加料金を要したり、馴化等には専門的な経験を要することから、他の民間事業者が同等の業務を大阪府森林組合への委託料の範囲内で履行することは困難であると考えています。さらに、不測の災害や多頭飼育崩壊等で収容数が集中した際の保管先を確保する必要もあり、それらに対応することができる施設の固定費等を勘案すると、委託料は妥当であると考えています。なお、委託先施設には当市職員が週 1 回出張し、動物の健康状態及び飼養状況を観察し、委託業務の履行確認を行っています。

(6) (照会) 大阪府内の他の中核市における「動物の飼養保管等業務委託」について以下の項目について説明をお願いします。

- ① 保管方法（委託又は直営）
- ② 委託先
- ③ 契約方法（随意契約かどうか）
- ④ 委託料（契約金額）及び内訳（積算内容を含む）
- ⑤ 委託業務内容

(回答)

以下の「大阪府下中核市の動物の保管等業務委託状況」のとおり。

令和2年度 大阪府下中核市の動物の保管等業務委託状況

自治体名	委託先	契約形態	委託料	前年度末 保管頭数	委託先 送致頭数	委託先での処分内容	委託業務の内容	飼養管理業務等の内容
枚方市	大阪府 森林組合	随意契約 (一者随契)	9,980,000円	犬0頭・猫29匹	犬2頭・猫6匹	譲渡：犬3頭・猫33匹 致死：犬0頭・猫0匹 (全て市で実施)	対象動物：犬・猫 飼養委託頻度：最大60個体(枚方市から受託分のみ) 飼養期間：発注者が指示する期間 [最大](犬)220日 (猫)550日(令和3年8月現在飼養継続中) [平均]106日 委託内容： ・飼養管理業務等(殺処分は行わない) ・発注者への報告等 ・譲渡希望者等への対応	・動物の状態に応じて発注者が指示する処置等 ・給餌 ・動物の健康状態や処置等についての毎日の記録、定期的な報告 ・施設内巡回による動物の健康状態や数の確認 ・動物急走時の措置
豊中市	大阪府	随意契約 (一者随契)	14,833,322円	－	犬2頭・猫2匹	譲渡：犬1頭・猫1匹 致死：犬1頭・猫2匹 市での譲渡： 犬0頭、猫6匹	対象動物：犬・猫・その他傷動物 飼養委託頻度：最大50個体・猫50個体 (大阪府分・中核市からの受託分の合計で) 飼養期間： [最大](猫)129日 [平均]即日殺処分が基本 委託内容： ・飼養管理業務等 ・動物の回収・処分(譲渡及び殺処分) ・発注者への報告等 ・災害時の助言や連携	・給餌 ・動物の健康状態や処置等についての毎日の記録、定期的な報告 ・施設内巡回による動物の健康状態や数の確認 ・動物急走時の措置
吹田市	大阪府	随意契約 (一者随契)	15,032,832円	－	犬2頭・猫43匹	譲渡：犬2頭・猫8匹 致死：犬0頭・猫35匹 市での譲渡： 犬0頭、猫9匹	対象動物：豊中市と同様 飼養委託頻度：豊中市と同様 飼養期間： [最大](犬)1ヶ月(猫)3ヶ月 [平均]基本的に即日処分 委託内容：豊中市と同様	・豊中市と同様
高槻市	大阪府	随意契約 (一者随契)	13,106,773円	－	犬16頭・猫2匹	譲渡：犬19頭・猫6匹 致死：犬0頭・猫0匹 市での譲渡： 犬4頭、猫13匹	対象動物：豊中市と同様 飼養委託頻度：豊中市と同様 飼養期間： [最大](犬)2年5ヵ月(令和3年7月26日現在飼養継続中) (猫)2ヶ月 [平均]猫が1年以上いるということはない 委託内容：豊中市と同様	・豊中市と同様
八尾市	大阪府	随意契約 (一者随契)	9,774,670円	－	犬0頭・猫1匹	譲渡：犬0頭・猫3匹 致死：犬0頭・猫0匹 市での譲渡： 犬0頭、猫0匹	対象動物：豊中市と同様 飼養委託頻度：豊中市と同様 飼養期間： [最大](猫)593日 [平均]即日殺処分が基本となるため、平均で58日程 委託内容：豊中市と同様	・豊中市と同様
寝屋川市	大阪府	随意契約 (一者随契)	9,459,833円	－	犬4頭・猫8匹	譲渡：犬4頭・猫0匹 致死：犬0頭・猫6匹 市での譲渡： 犬0頭、猫2匹	対象動物：豊中市と同様 飼養委託頻度：豊中市と同様 飼養期間： [最大](犬)85日、(猫)48日 [平均]送致後に殺処分された5匹の猫は即日処分 委託内容：豊中市と同様	・豊中市と同様
東大阪市	なし (東大阪市動物 指導センター)	－	－	－	－	－	－	－

(7) (照会) 委託契約開始以降の大阪府森林組合における各年度末の保管頭数及び保管期間（最長と最短）について説明をお願いします。

(回答)

以下の「年度末保管頭数等一覧」のとおり。

年度末保管頭数等一覧

		平成29年度(8カ月間)		平成30年度		平成31年度		令和2年度	
		犬・猫別	合計	犬・猫別	合計	犬・猫別	合計	犬・猫別	合計
年度末保管頭数	犬	1		0		0		0	
	猫	3		1		29		5	
保管頭数	犬	3	9	5 ^{※1}	29	4	43	2	37
	猫	6		24		39		35	
年間のべ保管日数	犬	216	725	308	3265	174	3165	96	3910
	猫	509		2957		2991		3814	
送致頭数 (枚方市保健所→大阪府森林組合)	犬	3	9	3	24	4	42	2	8
	猫	6		21		38		6	

令和2年度の動物1匹あたりの平均飼養期間＝3910/37＝105.6日≒106日

※1 5頭の内訳は、平成29年度末から大阪府森林組合で保管されていた1頭、平成29年度中に収容・送致・仮譲渡し年度末には試用期間として譲渡先にいたものが平成30年度に入り保健所に返却され再度送致した1頭、請求者の事実証明にある平成30年度に新たに収容・送致した3頭です。

(参考)

		平成29年度(8カ月間)		平成30年度		平成31年度		令和2年度	
		犬・猫別	合計	犬・猫別	合計	犬・猫別	合計	犬・猫別	合計
最長保管日数 ^{※2}	犬	179		220		87		73	
	猫	181		394		404		550	
最短保管日数 ^{※2}	犬	2		8		9		23	
	猫	30		14		8		28	

※2 年度末に保管している動物の中で一番長い(短い)日数です。また、年度内に保管が終了した動物でそれよりも長い(短い)日数があった場合はそちらを掲載しております。

(8) (照会) 請求人から提出された「事実証明書」について、数値等の内容に誤りがないか確認をお願いします。

(回答)

相違ありません。

(9) (照会) 大阪府森林組合の組織及び活動内容について説明をお願いします。

(回答)

大阪府森林組合は府内の16森林組合が合併し、平成13年10月19日に発足しました。本店(大阪市)、豊能支店(能勢町)、三島支店(高槻市)、南河内支店(河内長野市)、泉州支店(和泉市)という4つの支店、木材総合セ

ンター(千早赤坂村)から構成されており、支店では各地域の森林等、それぞれの特徴を生かし、森林整備事業・建築事業・指定管理事業等の事業を展開しています。そのうち指定管理事業では、大阪府みどり公社との共同事業体として大阪府民の森（くろんど園地・ほしだ園地・むろいけ園地・中部園地・ちはや園地）の指定管理者として管理運営を行っています。

三島支店の所管する施設のひとつである高槻森林観光センター内に当市が送致した動物を飼養保管する施設があり、第一種動物取扱業の許可を取得し、平成 13 年 4 月から平成 29 年 7 月までの期間大阪府と委託契約を締結し、大阪府が収容した動物のうち、猫・その他愛がん動物の飼養管理を行っていました。平成 29 年 8 月、大阪府が動物愛護管理センターを開所し、動物の管理を一元化したことに伴い、平成 29 年 7 月末をもって大阪府と大阪府森林組合の委託契約は終了しています。その後、平成 29 年 8 月から犬を含めた動物の飼養保管業務を開始しました。

3. 枚方市保健所保健衛生課からの回答（令和 3 年 9 月 3 日照会分）

- （1）（照会）委託料の積算に含まれる「設備費、役務費、光熱水費、消耗品費」の具体的な内容について説明をお願いします。

（回答）

各費目の主な内訳は以下のとおりです。

- ・設備費 電気設備保安検査費、消防設備点検費、空調設備清掃点検費、資機材購入費、設備更新修理費など
- ・役務費 水質検査費、ゴミ処理費、通信費など
- ・光熱水費 電気代、上水費(井戸水設備点検)、下水費(浄化槽点検)など
- ・消耗品費 飼料代、消耗品など

第5. 監査委員の判断

1. 確認できた事実関係

(1) 枚方市は大阪府森林組合と令和2年3月13日に「動物の飼養保管等業務委託」の契約（以下「本件委託契約」という。）を締結している。

本件委託契約に基づく業務の概要は次のとおりである。

- ・ 給餌
- ・ 本市が指示する動物への処置等(処置には人に馴れさせる馴化も含む)
- ・ 動物の健康状態や数の確認
- ・ 動物の健康状態や処置等についての記録と定期的な報告
- ・ 動物逸走時の措置
- ・ 譲渡希望者への対応等

(2) 枚方市は、本件委託契約に基づき、大阪府森林組合に対して令和3年4月30日に9,980,000円の委託料を支払っている。

2. 違法性又は不当性について

本件委託契約の締結及び履行並びに本件委託契約に係る支出が法第242条に規定する「違法又は不当な契約の締結、履行」に該当するか、及び「違法又は不当な公金の支出」に該当するか、という2つの観点で次のとおり判断を行った。

(1) 本件委託契約の締結及び履行について

① 契約の締結について

枚方市は平成26年4月1日に中核市に移行し、それに伴って各種業務が大阪府から移譲された。

本件委託契約に係る「狂犬病予防法」並びに「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部の業務もその中の一つであるが、枚方市には当該業務を行う動物愛護センター等の施設がないため、当該業務を行っている大阪府に業務委託を行った。

その後、平成27年9月に伏見市長が就任され、殺処分ゼロを施策目標に掲げられたことから、この目標を達成する取組として、殺処分が含まれ

ていた大阪府への委託を見直し、平成 29 年 8 月以降、動物の飼養保管ができる施設を有する大阪府森林組合と委託契約を締結している。

本件委託契約については、令和元年 12 月 13 日に保健衛生課長の決裁を得て、令和 2 年 3 月 13 日付けで大阪府森林組合と締結している。

契約手続は、法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）に基づく随意契約として、財務部契約課に依頼して行われている。

なお、令和 2 年度の契約締結にあたり、大阪府森林組合から見積書を徴取しているものの、委託契約の初年度である平成 29 年度から委託先及び契約内容に変更がないため、積算内訳書の提出を受けていないことについては、改善すべき点であると考えるが、一連の手続はすべて枚方市契約規則にのっとりたもので、違法性又は不当性は認められない。

② 契約の履行について

令和 2 年度における本件委託契約の履行については、市からの送致数は、犬 2 頭、猫 6 匹の合計 8 頭（匹）と前年度と比較しても少ない送致数になっているが、担当課の説明では、一旦収容した動物については新しい飼い主が見つかるまで飼養するため、実際、前年度以前から引き続き保管する動物を合わせ、令和 2 年度中において、37 頭（匹）を飼養しており、年平均では 1 頭（匹）当たり約 106 日間飼養していることから推察すると、その履行内容にも違法性又は不当性は認められない。

（2）本件委託契約に係る委託料の支出について

① 支出手続について

（1）で述べたように本件委託契約については違法性又は不当性は認められず、それに伴う支出についても大阪府森林組合からの適法な完了払金請求書及び完了届を基に行われていることから違法性又は不当性は認められない。

② 委託料の積算について

委託料は、人件費のほか、消防設備や空調設備等の点検費や資機材購入

のための設備費、水質検査やゴミ処理、通信費等の役務費、電気や水道等の光熱水費、飼料代等の消耗品費など、本件委託契約に基づく業務に必要な経費をもって積算されており、殺処分の有無等契約内容に一部違いはあるものの、大阪府へ同様の業務を委託している他の中核市の委託料と比較しても高額であるとは言えず、積算についても違法性又は不当性は認められない。

3. 結論

以上のとおり、本件委託契約については、違法性又は不当性は認められず、請求人の主張には理由がないものである。

4. 意見

今回の監査結果については前述のとおりであるが、一連の契約事務を進めるに当たり、平成 29 年度の最初の契約から委託金額に大きな変動が見られないことから、それ以降の契約時においては、見積書の徴取は総額のみにとどまり、積算内訳書の提出を求めているなど、安易に契約事務が進められていたことは否めない。

契約事務の中でも特に随意契約においては、その都度、契約目的や必要性、経済性を十分検討した上で、透明性を図りつつ、的確かつ慎重に進められなければならない。

市においては、今回を契機とされ、他の部署においても同様の事象が起こらないよう、市民等への説明責任を十分果たすべく、契約事務を進めるよう要望する。